

第15期 定時株主総会 招集ご通知

EAJ Escrow
Agent
Japan

開催日時

2022年5月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

- ・当日は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を講じたうえで開催させていただきます。
- ・株主様の議決権は、書面又は電磁的方法（インターネット等）で行使することができます。本招集ご通知に記載の3頁「議決権行使についてのご案内」及び4頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。
- ・ご来場される株主様には、検温、手指の消毒、マスク着用をお願いしております。
- ・開催会場の変更など、本総会に係る重要なお知らせがある場合、当社ウェブサイト（<https://www.ea-j.jp/>）にてお知らせしております。

*なお、お土産・飲料水のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ごあいさつ



代表取締役社長

原 正一郎

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
第15期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、金融、不動産、建築に関する取引の手続き・決済分野における取引支援の知見を活かし、取引関係者の業務を一貫してサポート可能なワンパッケージサービスを提供しております。

昨今、消費者と企業との間の取引では、デジタル化やキャッシュレス化が進み、金融、不動産、建築分野にも同様のひろがりを見せており、従来よりも早く、簡易なサービスへ変化を遂げている一方、その手続き・決済分野においては、一層の堅確さが求められております。

私たちは、現在に至るまで米国のタイトル インシュアランス、エスクロービジネスに手続きや決済の新しいカタチを求め、法制度や慣習に照らし課題を整理し、テクノロジーを活用してビジネスモデルを創り上げてまいりました。

日本政府が2050年までに掲げるカーボンニュートラル戦略を合言葉に、あらゆる分野でデジタルトランスフォーメーションが進み、非対面化・デジタル化・自動化が前提となる社会が到来します。

当社グループは、これまで創り上げてきたトランザクション・マネジメント(取引管理)の業態において、戦略的かつ重点的に投資を拡大し、時間や場所の制限がなく24時間365日、いつでも、どこでも、安心・安全に不動産に関する手続きや取引決済を可能とすることなど、時代の変化に対応できる柔軟性、消費者の不便・不満に対する解決へのこだわり、社会にとってなくてはならない独自性を基本方針とし、今までにない専門サービスの開発・提供を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申しあげます。

株主各位

証券コード 6093
2022年5月11日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

代表取締役社長 成宮 正一郎

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日は新型コロナウイルス感染状況も踏まえ、ご出席いただくほかに書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年5月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1 日 時	2022年5月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールD5 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第15期（2021年3月1日から2022年2月28日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期（2021年3月1日から2022年2月28日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ea-j.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ea-j.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であります。

- 事業報告：その他企業集団の現況に関する重要な事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- 計算書類：株主資本等変動計算書及び個別注記表

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年5月26日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年5月25日(水曜日) 午後6時00分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。詳しくは、本招集ご通知記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」(4頁)をご覧ください。

行使期限 2022年5月25日(水曜日) 午後6時00分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

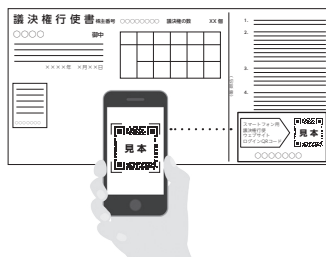
※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

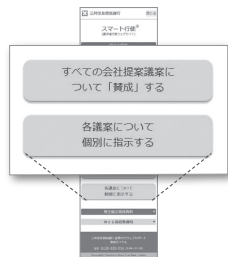
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



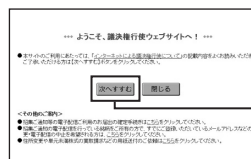
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第15期定時株主総会における新型コロナウイルスへの対応について

株主の皆様におかれましては書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をいただき、新型コロナウイルス感染状況も踏まえ本株主総会へのご来場について慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対応を取らせていただきますので、株主の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願いとご案内>

- 会場内では、感染リスク軽減のため、株主様のお座席は間隔を空けて配置いたします。これに伴い、座席が少なくなることから、入場を制限させていただくことがございます。
- ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合には、くれぐれもご無理をなさらず、ご出席を見合わせることをご検討ください。
- ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては重症化のリスクが高いとされておりますため、ご出席を見合わせることをご検討ください。
- 株主様の議決権は、ご出席を見合わせた場合であっても、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって行使することができます。行使期限は、2022年5月25日（水）午後6時00分行使分までです。詳細については、本招集ご通知記載の「議決権行使についてのご案内」（3頁）及び「インターネット等による議決権行使のご案内」（4頁）をご参照ください。

<ご来場される株主様へのお願いとご案内>

- 会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- 会場入り口で検温にご協力をお願いいたします。また、体調不良と見受けられる方には運営スタッフがお声掛けさせていただきますことがございます。

<当社の対応について>

- 登壇役員と運営スタッフは、検温を含め、あらかじめ体調を十分に確認した上で、マスク着用にて参加することといたします。
- 体調不良と見受けられる方には運営スタッフからお声掛けさせていただき、お帰りいただく場合がございます。
- お土産、飲料水のご用意はございません。

今後の状況の変化により本総会に係る重要なお知らせがある場合には、当社ホームページにてお知らせいたします (<https://www.ea-j.jp/>)。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針及び当事業年度の業績、経営環境などを考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 4円00銭 総額 173,685,736円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年5月27日

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

事業報告 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進む等感染拡大の防止に向けた動きがみられるものの、新たな変異株発生により予断を許さない状況が続いております。加えて、半導体等の供給制約の長期化や原油価格の高騰等による生産活動に係る懸念事項も生じております。

こうした中、不動産市場については、グリーン住宅ポイント制度や住宅ローン減税延長等の住宅取得の支援制度の充実、低金利の継続、及びテレワークの普及による新たな住宅需要の出現等により、新築、中古とも好調を維持しております。こうしたことから、住宅ローンの新規貸出件数は安定的に推移しております。

このような事業環境の中、当社グループにおいては、金融機関向けの住宅ローン実行に係るサービスの利用件数が順調に推移するとともに、不動産事業者向け非対面決済サービスの受注件数が増加し、更に建築事業者向けではグリーン住宅ポイント制度の取扱いサービス件数が大幅に増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、エスクローサービス事業、BPO事業、不動産オークション事業の全ての事業セグメントで堅調に推移し、売上高は3,552,931千円（前連結会計年度比15.6%増）、営業利益は614,350千円（前連結会計年度比24.8%増）、経常利益は619,225千円（前連結会計年度比12.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は406,614千円（前連結会計年度比11.8%増）となりました。

	第14期 (2021年2月期)	第15期 (当連結会計年度 (2022年2月期)	前連結会計年度比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	3,072,866	3,552,931	480,064	15.6%増
営業利益	492,432	614,350	121,917	24.8%増
経常利益	549,687	619,225	69,537	12.7%増
親会社株主に帰属する当期純利益	363,750	406,614	42,863	11.8%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

エスクローサービス事業

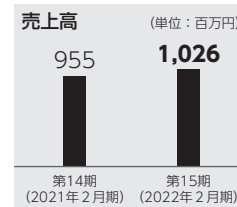
売上高
1,026百万円
(前連結会計年度比7.4%増)

(エスクローサービス事業)

エスクローサービス事業においては、土業専門家、金融機関、不動産事業者及び建築事業者に対し、不動産取引の利便性、安全性の向上に寄与する各種支援システム等により、業務の効率化に資する各種サービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託における信託サービス、相続手続き代行サービスでは決済の安全性確保、財産保全等のニーズに対応しております。

当連結会計年度においては、金融機関の住宅ローンの新規貸出件数が安定的に推移したことにより受注が増加いたしました。また、不動産取引の非対面決済サービス「HOURS（アワーズ）」についても前年と比較して利用件数が大幅に増加いたしました。

以上の結果、セグメント売上高は1,026,525千円（前連結会計年度比7.4%増）、セグメント利益は729,359千円（前連結会計年度比0.4%増）となりました。



(BPO事業)

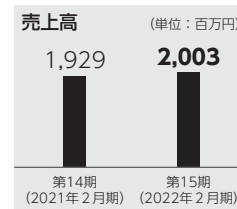
BPO事業

売上高
2,003百万円
(前連結会計年度比3.8%増)

BPO事業においては、金融機関における住宅ローン融資に係る事務受託等によりクライアントの業務課題を解決するためのサービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社中央グループでは、建築・開発設計サービス、土業専門家への業務支援サービスや建築事業者向け各種コンサルティングサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、特に建築事業者向けサービスにおいてグリーン住宅ポイント制度に係る取引先からの受注が伸びいたしました。

以上の結果、セグメント売上高は2,003,510千円（前連結会計年度比3.8%増）、セグメント利益は445,904千円（前連結会計年度比10.5%増）となりました。



不動産オークション事業

売上高
522百万円

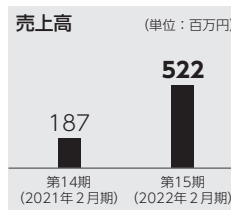
(前連結会計年度比179.1%増)

(不動産オークション事業)

不動産オークション事業においては、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェンツ・ジャパン信託にて、主に税理士等の士業専門家からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産取引の機会の場を提供しております。これにより売買後のトラブルや紛争を未然に回避することができるほか、取引価格については入札方式を採用することによって透明性の高い価格形成が可能となり、不動産取引の利便性、安全性の向上に寄与しております。

当連結会計年度においては、新規案件に加え、これまで新型コロナウイルス感染症の長期化の影響で先送りとなっていた案件の成約が進みました。

以上の結果、セグメント売上高は522,896千円（前連結会計年度比179.1%増）、セグメント利益は134,781千円（前連結会計年度比2,415.4%増）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました有形固定資産及び無形固定資産への設備投資の総額は188,484千円であり、主なものは、業務システム開発費用159,452千円であります。

その他重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

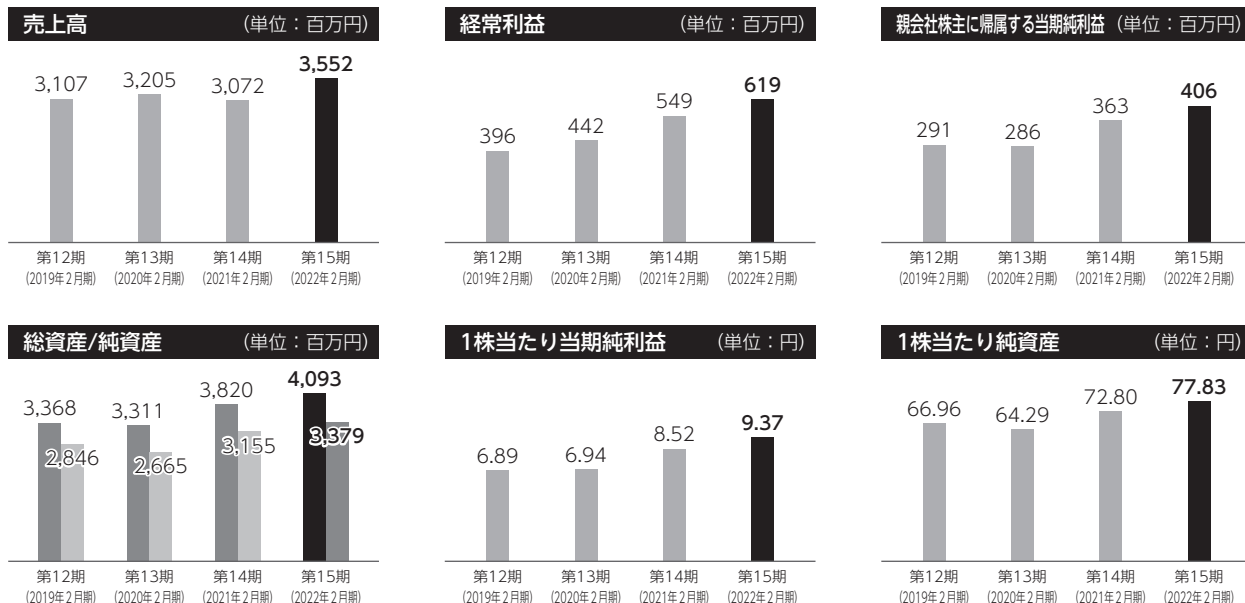
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況



区分		第12期 (2019年2月期)	第13期 (2020年2月期)	第14期 (2021年2月期)	第15期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高	(千円)	3,107,395	3,205,512	3,072,866	3,552,931
経常利益	(千円)	396,201	442,777	549,687	619,225
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	291,408	286,928	363,750	406,614
1株当たり当期純利益	(円)	6.89	6.94	8.52	9.37
総資産	(千円)	3,368,129	3,311,495	3,820,638	4,093,815
純資産	(千円)	2,846,328	2,665,229	3,155,011	3,379,288
1株当たり純資産	(円)	66.96	64.29	72.80	77.83

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第12期 (2019年2月期)	第13期 (2020年2月期)	第14期 (2021年2月期)	第15期 (当事業年度) (2022年2月期)
売上高	(千円)	1,820,231	1,775,516	1,948,635	1,978,845
経常利益	(千円)	193,827	231,814	407,470	272,087
当期純利益	(千円)	140,649	158,442	276,118	183,036
1株当たり当期純利益	(円)	3.33	3.83	6.47	4.22
総資産	(千円)	2,923,186	2,694,353	3,150,313	3,073,163
純資産	(千円)	2,656,132	2,346,547	2,748,696	2,749,397
1株当たり純資産	(円)	62.47	56.57	63.43	63.32

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスクロー・エージェンツ・ジャパン信託	100,000千円	100%	信託サービス、相続手続き代行サービス及び不動産オークション事業
株式会社中央グループ	10,000千円	100%	建築・開発設計サービス、土業専門家への業務支援サービス及び建築事業者向け各種コンサルティングサービス

(4) 対処すべき課題

当社グループは、時間や場所の制限がなく、いつでも、どこでも、安心・安全に不動産に関する手続きや取引決済を可能とする「24時間365日化」を目指すべきビジョンとし、住宅ローン、不動産売買、住宅建築及び相続等の様々なカテゴリーにおいて非対面化、デジタル化、自動化を推進することで、不動産取引に関わる取引関係者向けに利便性が高く安全な環境へ変革し、顧客の期待に応えてまいります。具体的には以下に対処すべき課題として、各施策を実行してまいります。

①事業規模の拡大

「24時間365日化」を広く実現するためには、当社グループのサービス実績を着実に積み上げ、知名度を向上させ、更なる信用・信頼を獲得する必要があります。そのために、手続きと決済の非対面化と書類のデジタル化の実現により顧客の利便性を向上させるサービスのDX化を推進します。具体的には、取引に関連する契約の非対面化や不動産登記に関する書類のデジタル化、不動産登記の完全オンライン申請、AIを活用した建築業務のデジタル化等の支援により、サービスの利用件数増加に取り組んでまいります。

②労働集約型ビジネスモデルからの脱却

顧客ごとに分散した従来の労働集約型のビジネスモデルでは、人財の採用、教育や研修のプロセスに一定の時間を要し、迅速な事業規模の拡大に対応できない可能性があります。事業規模の拡大により発生する大量業務に対応し、ローコストオペレーションにより競争力を一層強化するためには、大量業務を集約し、業務プロセスの標準化・共通化を実現する必要があります。そのために、住宅ローンの貸出時から完済時（相続や担保権抹消等）へ業務領域を拡大し、複数顧客業務が利用可能なオペレーションセンターの増設や、金融機関向けサービスに止まらず不動産事業者、建築事業者及び士業専門家等複数の業務に対応できるオペレーションセンターの構築（マルチユース化）に取り組んでまいります。

③不動産取引に関するリスクへの対応

取引関係者の高齢化やデジタルシフトによる不動産取引プロセスの変化等から発生する新たなリスクに対し、従来以上に適切なリスクコントロールが必要となります。その実現に向け、不動産取引に関するリスクの分析と事務過誤の原因となる業務を自動化することにより、確実に手続きと決済を行う業務プロセスを構築し、当社グループが提供する不動産取引保証[®]の標準化を推進します。具体的には、事業会社の業務系システムとの連携による業務の自動化を進めること等により事務過誤の原因となる手作業による業務を削減し、重要書類のデジタルストレージ化により、紛失・漏洩リスクを排除いたします。また、不動産登記情報の解析により潜在リスクが判定できるよう取り組んでまいります。

④人財採用・育成及び従業員の意欲・能力・満足度の向上

当社グループの持続的な成長のためには人財の採用・育成は重要課題のひとつであります。重要施策を推進するためには、業務に関する十分な知見を有することはもとより、国籍や性別等に関係なく多様な人財を採用し、その人財が活躍できる機会・環境を提供していく必要があります。当社グループでは、「人事基本方針」を定め、従業員にとって一層働きがいのある会社であり続けるよう積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

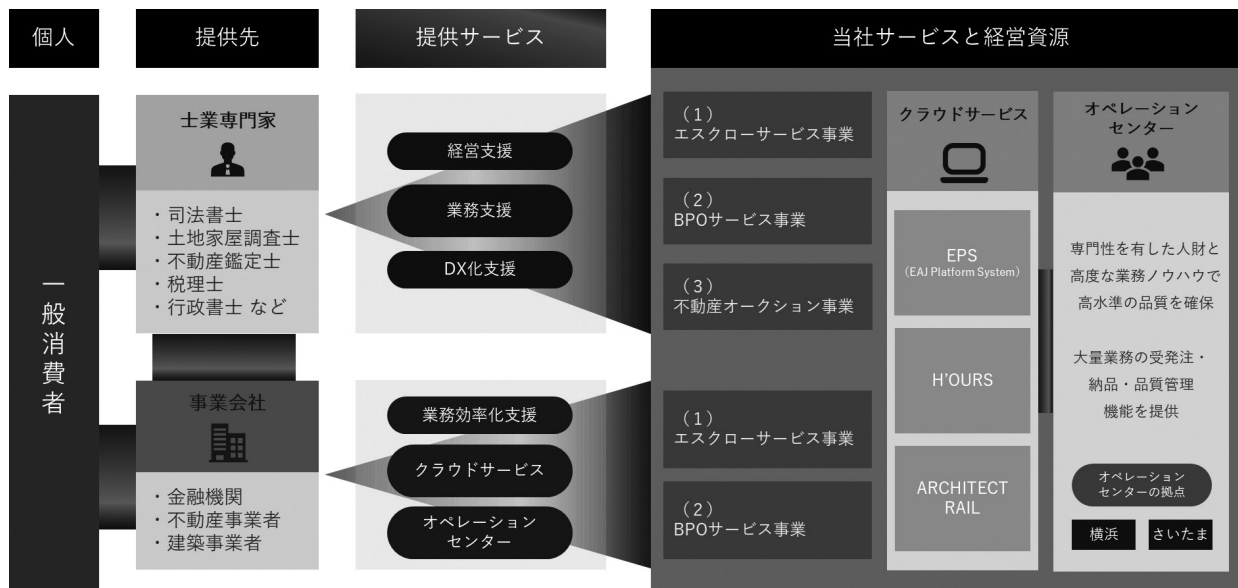
当社グループは、金融、不動産、建築に関する取引の手続き・決済分野における取引支援の知見を活かし、取引関係者の業務を一貫してサポートするワンパッケージサービスを提供しております。当社グループのサービスは、「エスクローサービス事業」、「BPO事業」、「不動産オークション事業」の3つにセグメント区分されており、金融機関、不動産事業者、建築事業者及び士業専門家に対してこれらのサービスを事務の合理化や安全性を向上させるために提供しております。

事業区分	事業内容
エスクローサービス事業	<p>エスクローサービス事業においては、士業専門家、金融機関、不動産事業者及び建築事業者に対し、不動産取引の利便性、安全性の向上に寄与する各種支援システム等により、業務の効率化に資する各種サービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託における信託サービス、相続手続き代行サービスでは決済の安全性確保、財産保全等のニーズに対応しております。エスクローサービス事業における各業務内容は以下のとおりです。</p> <p>① 士業専門家向け支援サービスの提供</p> <p>士業専門家に対し、その専門サービスの利便性・安全性を向上し、業務を効率化するための各種支援サービスを提供しております。当支援サービスは、士業専門家のサービス提供や内部管理体制を一層高度化するためのDX推進支援を含みます。また、当支援サービスはクラウドシステム「EPS(EAJ Platform System)」を通じて提供しております。「EPS」は、取引関係者に対し不動産取引に係る各種事務、特に士業専門家の業務に関する受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資するシステムであります。</p> <p>② 非対面決済サービス「H'OURS (アワーズ)」</p> <p>取引関係者が非対面にて不動産取引決済を完結できるパッケージサービス「H'OURS」を提供しています。</p> <p>「H'OURS」は不動産売買を希望される売主・買主に対して、決済当日に金融機関から受け取る融資金や買主の自己資金を信託口座で保全・管理し、司法書士による決済可能な判断（本人確認や必要書類の確認）をもって信託口座より関係各所への送金を行い、不動産売買における所有権移転を確実に実施するサービスです。</p> <p>また、「H'OURS」を利用した取引を対象として、司法書士及び売主に起因する事故が発生した際、損害回避のための事態収拾を行った上で、その結果発生した買主の実損額を一時的に保証する不動産取引保証[®]サービスを提供しています。</p>

事業区分	事業内容
エスクローサービス事業	<p>③ エスクロー口座サービス</p> <p>金融機関が確実な融資実行を行うためのスキームとして信託口座を用いたサービスを提供しております。</p> <p>融資時において金融機関から信託口座に送金された融資金に対して、当社が融資実行条件（所有権保存・移転、抵当権設定等が可能な状態であることの確認）が成立したことを確認後、融資実行指図を行うことにより、取引の安全性を担保しております。</p> <p>また、住宅の建築を伴う住宅ローン申込者に対しては、信託口座で工事代金を預かり工事進捗の確認及び進捗に応じた工事代金の支払指示や、請負工務店の事情により建築工事が滞った場合にはバックアップ工務店（注1）選定等のサポートサービスも提供しております。</p> <p>連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、管理型信託機能を活用した各種サービスや不動産取引における売買代金、ローン、仲介手数料等の資金決済に関する安全性を担保する商品を展開しております。</p> <p>（注1）当初の工事請負工務店の建設工事請負契約上の地位を承継させる工務店</p> <p>④ 相続手続き代行サービス</p> <p>金融機関を通じて依頼のあった申込者に対して、相続に関する様々な手続きを代行するサービスです。</p>

事業区分	事業内容
BPO事業	<p>BPO事業（注2）においては、金融機関における住宅ローン融資に係る事務受託等によりクライアントの業務課題を解決するためのサービスを提供しております。</p> <p>また、連結子会社の株式会社中央グループでは、建築・開発設計サービス、土業専門家への業務支援サービスや建築事業者向け各種コンサルティングサービスを提供しております。</p> <p>(注2) BPO…Business Process Outsourcingの略。特定業務の外部委託</p> <p>BPO事業における具体的な業務内容は以下のとおりです。</p> <p>① 業務受託サービス</p> <p>住宅ローン融資に係る業務の受託を行っております。また、オペレーションセンターの共同利用による業務効率化やノウハウの活用により、ローコストオペレーションの実現をサポートしております。</p> <p>また、住宅ローン審査時及び定期的な担保評価替えにおいて必要となる担保物件の物件調査、重要事項説明書作成、不動産調査、測量、図面作成等に関連する業務を受託しております。</p> <p>連結子会社の株式会社中央グループでは、建築事業者に対し建築の申請から各種申請用図面の作成、検査・アフターフォローまでワンストップでトータルサポートを行う住宅建築支援ツール「ARCHITECT RAIL（アーキテクト・レール）」の提供を行うとともに、測量、建築設計等の専門サービスを提供しております。</p> <p>② 人材派遣サービス</p> <p>当社グループでは、金融機関等に対して人材派遣サービスを提供し、金融機関等の事務合理化の実現に向けたサポートを行っております。</p>
不動産オークション事業	<p>不動産オークション事業においては、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託にて、主に税理士等の土業専門家からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産取引の機会の場を提供しております。これにより売買後のトラブルや紛争を未然に回避することができるほか、取引価格については入札方式を採用することによって透明性の高い価格形成が可能となり、不動産取引の利便性、安全性の向上に寄与しております。</p>

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(6) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
横浜オペレーションセンター	神奈川県横浜市西区楠町4番地7 横浜楠町ビル3階
さいたまオペレーションセンター	埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目5番5号 北浦和大栄ビル5階

② 子会社

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
株式会社中央グループ	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目4番15号

(7) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エスクローサービス事業	11 (6) 名	— (1名増)
BPO事業	131 (74)	5名増 (7名減)
不動産オークション事業	6 (4)	1名増 (2名増)
全社 (共通)	38 (5)	4名減 (1名増)
合 計	186 (89)	2名増 (3名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、本社部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
114 (76) 名	4名増 (6名減)	41歳	4.6年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 **50,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **45,718,369株(自己株式2,296,935株含む)**
 (注) 発行済株式の総数は、譲渡制限付株式の交付により87,886株増加しております。
- ③ 株主数 **13,554名**
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社中央グループホールディングス	18,600,000株	42.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,137,100	9.52
本間 英明	3,050,013	7.02
株式会社T S インベスター	666,300	1.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	615,900	1.41
K I A F U N D 1 3 6	505,050	1.16
千原 一成	308,098	0.70
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	299,300	0.68
東光商事株式会社	192,000	0.44
BBH (LUX) FORMIBLFORMUFG JAPAN EQUITY SMALL CAP FUND	185,800	0.42

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,296,935株保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (2,296,935株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に会社役員に対し報酬等として交付した株式

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（うち社外取締役）	当社普通株式 73,786 (2,821) 株	8 (3) 名

(注) 上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年1月20日の取締役会決議に基づき、従業員に対して、譲渡制限付株式報酬として、普通株式14,100株を発行しました。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	本 間 英 明	
取締役副会長	喜 沢 弘 幸	
代表取締役社長	成 宮 正 一 郎	執行役員 不動産事業本部長
取締役	太 田 昌 景	執行役員 管理本部担当
取締役	増 山 雄 一	執行役員 金融事業本部長
取締役	臺 祐 二	公認会計士臺祐二事務所 所長 NTT都市開発リート投資法人 監督役員
取締役	前 中 潔	
取締役	加 川 明 彦	
常勤監査役	水 落 一	
監査役	山 本 隆	山本隆法律事務所 所長
監査役	野 口 正 敏	

(注)1. 取締役臺祐二氏、取締役前中潔氏及び取締役加川明彦氏は社外取締役であります。

2. 監査役山本隆氏及び監査役野口正敏氏は社外監査役であります。

3. 常勤監査役水落一氏は、長年における金融機関での豊富な経験・実績から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 2021年5月27日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、取締役千原一成氏及び監査役本井文夫氏は任期満了により退任いたしました。

5. 2021年5月27日開催の第14期定時株主総会において、加川明彦氏が取締役に、野口正敏氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

6. 2022年4月8日付の取締役会決議により、取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏名	変更前	変更後
成宮 正一郎	代表取締役社長 執行役員 不動産事業本部長	代表取締役社長 不動産事業本部担当
太田 昌景	取締役 執行役員 管理本部担当	取締役 管理本部担当

7. 当社は、取締役臺祐二氏、取締役前中潔氏、取締役加川明彦氏、監査役山本隆氏及び監査役野口正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を指名・報酬委員会における審議を経た上で、取締役会の決議により定めております。その概要は、以下のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動にも配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての金銭による基本報酬と、譲渡制限付株式報酬により構成する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

第15期については、業績連動報酬は付与しない。非金銭報酬は、毎年、定時株主総会終了後の最初に開催される定時取締役会にて、上記の基本報酬に対して職責に応じて決定する一定の係数を乗じた金額に相当する株数を、譲渡制限付株式報酬として、その定時取締役会から1か月以内に付与する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、委員の過半数を社外役員とし、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会(及びその委任を受けた代表取締役会長)は指名・報酬委員会の答申内容で示された種類別の報酬割合を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、非金銭報酬等の額及びそれらの支給時期の決定を含むものと

する。当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、代表取締役会長は指名・報酬委員会に必ず原案の作成を諮問し答申を得るものとする。代表取締役会長は、当該答申の内容を最大限に尊重して個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととする。なお、譲渡制限付株式報酬については、その発行にあたり取締役会による決定を要する。

6. その他個人別報酬の内容決定に関する重要な事項

譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして長期にわたり機能させるため、実質的に取締役の任期満了による退任時まで他人への譲渡が出来ないよう支給の都度譲渡制限期間を付すものとし、また、取締役の任期満了前にその地位を失った場合は原則的に当社により無償取得されるものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の 員数 (人)
		固定報酬 基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	118,798	100,500	18,298	—	—	9
(うち社外取締役)	(8,499)	(7,800)	(699)	(—)	(—)	(4)
監査役	12,900	12,900	—	—	—	4
(うち社外監査役)	(6,900)	(6,900)	(—)	(—)	(—)	(3)
合計	131,698	113,400	18,298	—	—	13
(うち社外役員)	(15,399)	(14,700)	(699)	(—)	(—)	(7)

- (注) 1. 上表には、2021年5月27日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬限度額は、設立当時に年額200,000千円以内とすることを決議しております。設立当時の取締役の員数は、4名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、設立当時に年額30,000千円以内とすることを決議しております。設立当時の監査役の員数は、1名です。
 4. 2021年5月27日開催の第14期定時株主総会において固定報酬とは別枠で、非金銭報酬等として、事前・無償交付型の譲渡制限付株式を各事業年度当たり400,000株以内（うち社外取締役は年40,000株以内）とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。
 5. 上記報酬額に含まれる取締役に対する譲渡制限付株式報酬の当事業年度に係る費用計上額は17,665千円であります。
 6. 取締役会は、代表取締役会長本間英明氏に対し各取締役の基本報酬の額、非金銭報酬等の額及びそれらの支給時期の決定を委任しております。委任した理由は、当社の経営環境や業績、取締役の所管業務の職責等から各取締役の業務について評価を行うのは代表取締役会長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会に必ず原案の作成を諮問し答申を得るものとしており、代表取締役会長は、当該答申の内容を最大限に尊重して個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととしております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役臺祐二氏は、公認会計士臺祐二事務所の所長及びNTT都市開発リート投資法人の監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役山本隆氏は、山本隆法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 臺 祐二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、委員会において重要な役割を果たすなど、当社の取締役選任、取締役の報酬決定プロセスの客観性、透明性確保に貢献しました。
取締役 前中 潔	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界での長年の経験を活かし、経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役選任、取締役の報酬決定プロセスの客観性、透明性確保に貢献しました。
取締役 加川 明彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界での長年の経験を活かし、経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

(注) 上記のうち、取締役加川明彦氏は、2021年5月27日開催の第14期定時株主総会において選任された以降の状況を記載しております。

	主な活動状況
監査役 山本 隆	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全ての回に、また監査役会17回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般について適宜発言を行っており、中立的・客観的な視点から監査を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役選任、取締役の報酬決定プロセスの客観性、透明性確保に貢献しました。
監査役 野口 正敏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融業界での長年の経験を活かし、経営全般について適宜発言を行っており、中立的・客観的な視点から監査を行っております。

(注) 上記のうち、監査役野口正敏氏は、2021年5月27日開催の第14期定時株主総会において選任された以降の状況を記載しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役が会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の取締役、監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社及び連結子会社が負担しております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

また、利益の状況、翌期以降の収益見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案の上、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、毎期継続的な配当を実施することを原則としております。

当期の配当につきましては、1株当たり4円とすることといたしました。次期の配当につきましては、1株当たり4円の予定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	3,373,952
現金及び預金	2,766,884
売掛金	532,032
その他	80,156
貸倒引当金	△5,121
固定資産	719,863
有形固定資産	93,315
建物	99,344
リース資産	33,737
その他	84,925
減価償却累計額	△124,691
無形固定資産	244,933
ソフトウェア	242,739
その他	2,194
投資その他の資産	381,614
投資有価証券	83,895
差入保証金	136,979
長期預金	100,000
繰延税金資産	54,015
その他	6,724
資産合計	4,093,815

(単位：千円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	579,264
買掛金	95,251
未払法人税等	133,075
賞与引当金	74,411
その他	276,526
固定負債	135,262
資産除去債務	37,457
長期未払金	35,556
その他	62,247
負債合計	714,527
(純資産の部)	
株主資本	3,376,326
資本金	654,377
資本剰余金	769,217
利益剰余金	2,501,001
自己株式	△548,271
その他の包括利益累計額	2,962
その他有価証券評価差額金	2,962
純資産合計	3,379,288
負債純資産合計	4,093,815

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	3,552,931
売上原価	1,882,825
売上総利益	1,670,106
販売費及び一般管理費	1,055,755
営業利益	614,350
営業外収益	
受取利息	32
受取賃貸料	15,740
その他	4,391
営業外費用	
支払利息	93
賃貸費用	13,750
その他	1,444
経常利益	619,225
税金等調整前当期純利益	619,225
法人税、住民税及び事業税	234,342
法人税等調整額	△21,731
当期純利益	406,614
親会社株主に帰属する当期純利益	406,614

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,070,796
現金及び預金	1,601,979
売掛金	385,187
仕掛品	3,329
前渡金	17,237
前払費用	35,472
その他	31,797
貸倒引当金	△4,207
固定資産	1,002,367
有形固定資産	77,685
建物	91,503
工具、器具及び備品	50,160
リース資産	22,033
減価償却累計額	△86,013
無形固定資産	208,878
ソフトウェア	206,683
リース資産	1,694
商標権	500
投資その他の資産	715,803
関係会社株式	341,837
差入保証金	123,208
長期預金	100,000
投資有価証券	83,895
関係会社長期貸付金	41,864
長期前払費用	1,667
繰延税金資産	23,329
資産合計	3,073,163

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	257,368
買掛金	46,060
リース債務	2,952
未払金	125,957
未払法人税等	33,762
前受金	1,925
預り金	5,730
前受収益	2,284
賞与引当金	37,410
その他	1,285
固定負債	66,397
リース債務	2,456
長期預り敷金	29,971
資産除去債務	33,969
負債合計	323,766
(純資産の部)	
株主資本	2,746,435
資本金	654,377
資本剰余金	769,217
資本準備金	669,377
その他資本剰余金	99,840
利益剰余金	1,871,110
その他利益剰余金	1,871,110
投資損失準備金	33,527
繰越利益剰余金	1,837,582
自己株式	△548,271
評価・換算差額等	2,962
その他有価証券評価差額金	2,962
純資産合計	2,749,397
負債純資産合計	3,073,163

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,978,845
売上原価		1,012,860
売上総利益		965,985
販売費及び一般管理費		695,694
営業利益		270,290
営業外収益		
受取利息	243	
受取賃貸料	14,840	
その他	1,881	16,964
営業外費用		
支払利息	93	
賃貸費用	13,750	
その他	1,323	15,168
経常利益		272,087
税引前当期純利益		272,087
法人税、住民税及び事業税	93,744	
法人税等調整額	△4,694	89,050
当期純利益		183,036

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 梶原 崇宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶原 崇宏

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの2021年3月1日から2022年2月28日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月20日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン監査役会

常勤監査役 水落 一 ㊟

監査役 山本 隆 ㊟

監査役 野口正敏 ㊟

(注) 監査役山本隆及び監査役野口正敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

参考情報 会社グループの概要

基本データ (2022年2月28日現在)

商号	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
本社	〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 TEL: 03-6703-0500
設立	2007年4月
資本金	6億54百万円
上場証券取引所	東証プライム (証券コード: 6093)
従業員	連結: 186名 単独: 114名

グループ会社

商号	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託
本社	〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 TEL: 03-6630-3700
設立	2014年5月
資本金	1億円
商号	株式会社中央グループ
本社	〒950-0954 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目4番15号 TEL: 025-284-1000
設立	1985年11月
資本金	10百万円

株主メモ

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
定時株主総会基準日	2月末日
期末配当基準日	2月末日
単元株数	100株
株主名簿管理人/ 特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL: 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公告方法	電子公告 URL: https://www.ea-j.jp/ir/public-notice.html ※ただし、事故その他やむを得ない事由により 電子公告によることができないときは、日本 経済新聞に公告します。

※株主様の住所変更その他各種お手続きにつきましては、株主様ご自身が証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にて承ります。詳細は各口座管理機関までお問い合わせください。
※特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社までお問い合わせください。

第15期 期末配当金のお支払いについて

第15期 期末配当金（基準日：2022年2月28日）につきましては、2022年5月27日（金）よりお支払いを開始いたします。

「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、2022年6月30日（木）までに、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局などにてお受け取りください。

配当金の口座振込みについて

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にて確実にお受け取りいただけます。

■証券口座で受け取る
株式をお預けの証券会社の口座で、配当金をお受け取りいただけます。

■銀行口座で受け取る
ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、お取引の証券会社にてご確認のうえ、お手続きください。

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5



交通手段のご案内

JR 山手線 京浜東北線
有楽町駅
国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ
有楽町線 有楽町駅
D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

〈ご参考〉			
JR東京駅	丸の内南口より徒歩5分 (京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)		
東京メトロ	日比谷線	日比谷駅 徒歩5分	銀座駅 徒歩6分
	銀座線	銀座駅 徒歩7分	京橋駅 徒歩7分
	千代田線	日比谷駅 徒歩7分	
	丸の内線	銀座駅 徒歩5分	
都営地下鉄	三田線	日比谷駅 徒歩5分	

